

## 大雨により被災されたみなさまに対する託送料金その他の特別措置

2020年7月10日  
北陸電力送配電株式会社

このたびの大雨により被災されたみなさまには、心からお見舞い申しあげます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された岐阜県飛騨市、郡上市およびその隣接市町村において、家屋損壊などの被害に遭われた方からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、本日（7月10日）、「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象地域

##### (1) 2020年7月8日に災害救助法が適用された地域

岐阜県：飛騨市<sup>※1</sup>、郡上市<sup>※2</sup>

※1 神岡町および宮川町の一部

※2 白鳥町の一部

##### (2) 隣接する地域

富山県：富山市

福井県：大野市

#### 2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

## 特別措置の内容について

## 小売電気事業者さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、以下のとおりとします。

## ① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月分（2020年7月8日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月分、8月分および9月分の料金算定日を、各々1か月間延長します。

## ② 不適用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は6か月間に限り申し受けません。

## ③ 工事費負担金の免除

全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災前と同じ契約内容で2021年1月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

## ④ 臨時工事費の免除

2021年1月末日までに臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

## ⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2021年1月末日までは申し受けません。

## ⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2021年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同一のとき、その際申し受ける工事費用は、初回に限り、申し受けません。

小売電気事業者さまからのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター（076-405-0145）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）